

# 就職や別居をされたご家族はいませんか？

～被扶養者の状況にお変わりがある方へのお願い～

新年度は就職や進学等変化が多い時期です。被扶養者の状況におわりはありませんか？  
共済組合員の方で、被扶養者の方が次の状況に該当する場合は速やかに被扶養者を共済組合の扶養から外す手続きをお願いします。

## 扶養から外す手続きが必要です！

### ◆扶養家族が就職したとき → 就職日で資格喪失

- 手続きに必要なもの
- ・就職先の健康保険証の写し、  
就業年月日がわかる書類の写し 等（内定通知は不可）
  - ・共済組合の被扶養者証（保険証）の返却



### ◆扶養家族の収入が、扶養の収入基準額を上回ったときや超過が見込まれるとき

➔ 給与実績が基準を超過した日、契約変更日、開業日 等をもとに

認定基準に該当しないと判断される日で資格喪失（状況により異なります。）

- 手続きに必要なもの
- ・給与明細書の写し、変更前後の雇用契約書、確定申告書の写し、  
開業届の写し 等
  - ・共済組合の被扶養者証（保険証）の返却
  - ・（必要に応じて）資格喪失証明書の発行依頼書

### ●被扶養者の収入基準（その他認定要件は職員共済ガイドをご覧ください）

対象者の年間収入が**組合員の年間収入の1/2未滿**かつ次の収入基準額の範囲内であること。

| 認定対象者               | 年額      | 月額         | 雇用保険・<br>傷病手当金の日額 |
|---------------------|---------|------------|-------------------|
| 一般                  | 130万円未滿 | 108,334円未滿 | 3,612円未滿          |
| 60歳以上<br>又は、障害年金受給者 | 180万円未滿 | 150,000円未滿 | 5,000円未滿          |

### ◆扶養家族と別居したとき → 別居日で資格喪失 ※住民票を異動させていない別居も含む

- 手続きに必要なもの
- ・別居した日付がわかる住民票の写しなど
  - ・共済組合の被扶養者証（保険証）の返却
  - ・（必要に応じて）資格喪失証明書の発行依頼書



ただし、次の場合は届出により認定継続が可能になります。

① 実子または養子縁組をした子の進学を理由とする別居の場合

手続に必要なもの ・在学証明書、現住所地を確認できる資料（住民票・賃貸契約書の写し等）  
対象者の課税証明書 等



② その他の理由の別居の場合

原則認定不可ですが、続柄・送金額※・別居理由によっては認定の継続が可能です。  
所属の共済事務担当課か、共済組合にご相談ください。

※ 送金額について

共済組合では、年度ごとに人事院で算定される全国標準世帯生計費を最低限必要な生活費と判断し、共済における送金基準額としています。

数値は毎年更新されますが、直近で公表された数値は次のとおりです。

令和5年人事院公表 世帯人員別標準生計費

| 人数 | 1人       | 2人       | 3人       | 4人       | 5人       |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 金額 | 120,910円 | 125,080円 | 170,620円 | 216,170円 | 261,700円 |

**注意**

**実態は同居をしていますが、住民票の登録が別住所である場合は別居と判断します。**

実際は同居を継続していても、学区や住宅ローン等の都合で組合員と被扶養者の住民票の登録地を異なる住所にした場合は別居と判断します。基準額以上の毎月の送金事実を証明できない場合は、理由や別居期間を問わず組合員と被扶養者の住民票上の別居日（転出日や世帯分離日）をもって資格を喪失する手続きが必要です。（注：送金以外にも別居の認定要件があります。）

- 子に対する扶養手当は子の年齢（満22歳に達する日以降の最初の3月31日）で自動的に支給停止となりますが、共済組合の被扶養者資格の喪失は、組合員による手続きが必要です。
- 扶養状況が変わったにも関わらず届出を行わず、後日扶養状況調査（検認）等でその事実が判明した場合は事由日まで遡って資格を喪失します。資格喪失日以降に共済組合の被扶養者証（保険証）を提示して受診していた場合、共済で負担した医療費は後日組合員へ全額返還していただきます。
- 所属や雇用形態によって共済組合への申告方法が異なります。申告方法がご不明な場合は各勤務先の労務担当へご確認ください。

ぜひ一度、使ってみませんか？ **マイナンバーカードの保険証利用**

詳細は厚生労働省WEBサイトをご確認ください。[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)

